

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在のC会社A工場（以下「会社」という。）に雇用され、組立工程においてマシンオペレーターの業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、耳鳴りを発症したとして、D医療センターに受診し「両感音難聴、左耳鳴症」と診断され、その後、同年平成〇年〇月〇日、E病院に転医し「両感音難聴、耳鳴症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、著しい騒音にばく露される業務に長期間従事し、その後において騒音性難聴を発症したものであるから、労働災害と認定されるべきであると主張している。

(2) ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「騒音性難聴の認定基準について」（昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙を引用する。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当と思料するので、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 認定基準によれば、著しい騒音とは作業者の耳の位置における騒音がおおむね85dB以上であり、著しい騒音ばく露時間が1日8時間以上とされているところ、請求人らは、F会社における1日当たりの騒音ばく露時間を4～5時間と推定している。さらに、請求人は、会社における作業中耳栓を使用しており、請求人の耳の位置における騒音レベルは85dBを下回っていたと考えられる。そうすると、仮に、請求人らが主張する期間について騒音にばく露される業務に従事していたとしても、上記認定基準の要件を満たしていないと判断することが相当である。

(4) 次に請求人に発症した本件疾病について精査すると、以下のとおりである。

ア G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「聴力検査上、両耳4,000Hzを主とした感音難聴が認められ、騒音難聴を疑う所見である。」旨述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「高音域の聴力が低下している特徴があり、両側軽度高音障害型感音難聴である。」とした上で、「騒音性難聴の可能性がある。」旨述べている。

イ 認定基準によれば、騒音性難聴の病態として、一般に初期の段階ではC5

d i p の型（4, 0 0 0 H z 付近に限局した聴力障害）を示すとされているところ、請求人の4, 0 0 0 H z における聴力の経時的変化を検討すると、請求人が会社在職中に実施した聴力検査結果において両側聴力の明らかな変化は認められない。また、騒音性難聴は騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しないとされているところ、請求人においては、休職3か月後に悪化が認められ、休職前の聴力検査結果においては、請求人の聴力に左右差が認められなかったにもかかわらず、D医療センター入院時に実施された聴力検査結果をみると、左耳の聴力低下がより大きく、左耳のみに耳鳴りを生じていることが認められる。この点について、I医師は、D医療センター診療録において、「騒音性難聴、耳鳴りに関しては事故による影響だと考えられる。」と記載している。

ウ 上記G医師及びH医師は、いずれも、本件疾病について騒音性難聴を疑う旨の意見を述べているが、当審査会としては、上記請求人の聴力検査結果及び本件疾病の発症経過等からみて、請求人の本件疾病は、騒音性難聴の病態を満たしているものとはいえず、本件疾病の発症には騒音ばく露以外の要因が大きく関与しているものとみることが妥当であり、したがって、本件疾病が主に騒音ばく露に起因すると認めることは困難であると判断する。

(5) 以上のとおり、当審査会としては、本件疾病は、認定基準の要件を欠くものであり、請求人に発症した本件疾病と業務との相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

3 そこで、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。